六人以内、特別検査官二十一人以内、専門検査官十四人以内、証券検査官百五十五人以内、統括調査官三人以内、総括証券調査官二人以内、主任証券調査官十六人以内、証券調査審理官一人、証券調査官百八十五人以内、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人以内、主任証券取引特別調査官十五人以内、証券取引特別調査官三百二十一人以内、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

附　則

（総務企画局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）

第三条　第一条第一項の海外展開推進調整官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正）

第二条　公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く室等）	（事務局に置く室等）
第一条　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人以内を置く。	**第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十二人以内を置く。

六人以内、特別検査官二十一人以内、専門検査官十四人以内、証券検査官百五十八人以内、統括調査官三人以内、総括証券調査官二人以内、主任証券調査官十六人以内、証券調査審理官一人、証券調査官百八十四人以内、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人以内、主任証券取引特別調査官十五人以内、証券取引特別調査官三百二十一人以内、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

附　則

（総務企画局総務課海外展開推進調整官の設置期間の特例）

第三条　第一条第一項の海外展開推進調整官は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十七号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十九条第二項の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損益計算書の区分）	（損益計算書の区分）
第四十八条　［略］	**第四十八条**　［同上］
2　営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額、租税公課（外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）を含む。）その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。	2　営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、受取配当金、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）、のれんの償却額その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。
［3～5　略］	［3～5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則第四十八条第二項の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この項において同じ。）に係る計算書類（同法第百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第十八号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織規則令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三